

27川監公第11号

平成27年10月13日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

- 1 監査の種別 定期（工事）監査
- 2 監査の対象 上下水道局
- 3 監査の範囲 平成25年度及び平成26年度に完了した工事及び工事関連
の設計等業務委託
- 4 監査の期間 平成27年4月1日から平成27年9月28日まで
- 5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託650件のうちから、次のとおり工事53件、業務委託7件の合計60件について監査を実施した。（監査実施工事等の詳細は別表「監査実施工事一覧表」を参照）

所管別実施状況

所管別			対 象		抽 出	
			件 数	契約金額 (千円)	件 数	契約金額 (千円)
上下 水道局	水道部	工 事	290	21,138,243	28	6,360,625
		業務委託	31	312,515	2	12,053
	下水道部	工 事	243	23,252,966	25	6,494,586
		業務委託	84	1,422,201	5	127,600
	サービス 推進部	工 事	2	10,265	0	0
		業務委託	0	0	0	0
小 計		工 事	535	44,401,474	53	12,855,211
		業務委託	115	1,734,716	7	139,653
合 計			650	46,136,190	60	12,994,864

工事等が計画、設計、積算、施工等の段階において、正確かつ適切に実施されているかについて、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり軽易な事項であるが改善措置を要する事項があったことから、関係基準

を順守し、情報の共有化を図るなど再発防止を図られたい。

なお、このうち、設計コンサルタントの行った設計の意図や施工業者の工事管理状況など、受注者の履行状況の確認が不十分であった事例が見受けられた。工事等の多様化や高度化が進む中、発注者として、基礎的知識の習得に加え、品質や経済性等を常に意識しながら履行状況の確認に当たることが求められる。監督機能の確保に努められたい。

(1) 有価材の積算を適切に行うべきもの

配水管布設工事で発生する管材の端材について、設計変更時に誤った数量で売却益等を積算していた事例

(工事番号4) (上下水道局水道部第1配水工事事務所)

(2) 設計変更に係る事前手続を適切に行うべきもの

機械器具損料等の変更が必要なシールド工事において、事前に必要な手続を踏まず工事を行っていた事例

(工事番号6) (上下水道局水道部第1配水工事事務所)

(3) 契約保証に係る工事費の積算方法を見直すべきもの

単価契約工事において、契約保証に要する費用を契約した各単価に含む運用としていたことから、契約保証に必要とされる契約金額に応じた費用と工事費として積算した費用が整合していなかった事例

(注) 上下水道局で発注する単価契約工事は、工事で行う作業等の各単価について契約するものであり、契約金額を各単価の合計額とし、監督員が施工箇所を指示した作業量と契約した単価により工事費を支払うこととされている。

(工事番号14) (上下水道局水道部第2配水工事事務所)

(4) 薬液注入工事の監督を適切に行うべきもの

材料検収時の数量証明書、施工計画書、工事記録等の確認が不十分であ

ったことから、仕様書に基づいた指導が行われていなかった事例

(工事番号 31、32、35、37) (上下水道局下水道部管路課、同南部下水道事務所工事課、同中部下水道事務所工事課)

(5) 合理的な設計を行うよう適切に監督すべきもの

配水塔の耐震補強設計委託において、設計意図等を確認せず、経済性や既存躯体への影響を考慮して十分な検討を行うよう指示されていなかったことから、一部必要以上のアンカー筋が設計されていた事例

(注) ここに記載したアンカー筋とは、既存鉄筋コンクリートに穴を開け充填する接着剤により定着させた鉄筋をいう。

(工事番号 55) (上下水道局水道部設計課)

(6) 業務委託において明確な仕様書を作成すべきもの

耐震診断のための現況目視調査について、仕様書に調査範囲が具体的に明示されていなかった事例

(工事番号 60) (上下水道局下水道部下水道計画課)